【平成28年度適合判定基準】

- 1. 監査方法は減点法とし、各監査項目の減点数は、平成 28 年度全国統一品質管理監査減点表に示す。
- 2. JIS マーク表示認証を受けた製品を製造する工場(JIS マーク表示認証工場)で、 且つ、以下の場合を適合と判定する。
 - ①各監査項目の減点数の合計(トータル減点数)は、20点以下であること。
 - ②実地調査における C0101 (材料の計量精度), C0201 (圧縮強度), C0202 (スランプ[°] 又はスランプフロー及び空気量), C0205 (塩化物含有量)の評価は, いずれも C 評価ではないこと。
 - ③A0301 (コンクリート技士等), A0302 (QMR), B1102 (製品の適合性確認), B3104 (セメント入荷時の確認), B3204 (骨材入荷時の確認), B3205 (貯蔵 骨材の現認), B4405 (強度検査), B5102 (セメントの品種別貯蔵)の評価は, いずれも C評価ではないこと。